

## 平成 17 年度規制緩和要望

平成 17 年 11 月 16 日  
社団法人 第二地方銀行協会

### ・新たな金融サービスの提供（12 項目）

- 1．銀行およびその子会社等による保険商品の販売の早期全面解禁
- 2．新規解禁保険契約の募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の撤廃
- 3．保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃
- 4．生命保険の構成員契約規制の廃止
- 5．銀行が販売できる長期火災保険に全てを事業の用に供する建物の追加
- 6．証券仲介業における弊害防止措置の明確化
- 7．信託代理店における不動産関連業務の取扱い解禁
- 8．国立大学法人の長期資金借入目的の拡大および認可基準の明確化
- 9．コミットメントライン契約適用対象の拡大
- 10．信用保証協会による社債保証制度（「特定社債保証制度」）の適債基準の緩和
- 11．ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁
- 12．中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加

### ・金融機関の経営の効率化（9 項目）

- 1．不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化
- 2．決算公告およびディスクロージャー誌の電子開示の早期解禁
- 3．会社法の決算公告不要規定の銀行および銀行持株会社への適用
- 4．店舗営業日規制の緩和
- 5．店舗の営業時間に係る規制の廃止若しくは緩和および届出の廃止若しくは簡素化
- 6．確定拠出年金における営業職員の運用関連業務の兼務許容
- 7．銀行取引における本人確認書類の対象拡大
- 8．裁量労働制の対象業務の追加
- 9．紹介予定派遣期間の緩和

### ・子会社等の業務の充実（5 項目）

- 1．信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大
- 2．自己競落会社の対象物件に、子会社・関連会社の担保物件の追加
- 3．従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和
- 4．労働者派遣事業における派遣期間の上限が適用されない業務（いわゆる 26 業務）への貸出関連商品の取扱い等の追加
- 5．労働者派遣事業に係る「派遣元責任者の選任方法」の見直し

### ・許認可・届出等の簡素化（2 項目）

- 1．金融先物取引業の登録に係る役員の範囲の見直し
- 2．金融先物取引業における役員の登録・変更手続の簡素化

以 上